

(1) ミャンマー 環境影響評価にかかる法制度の整備状況

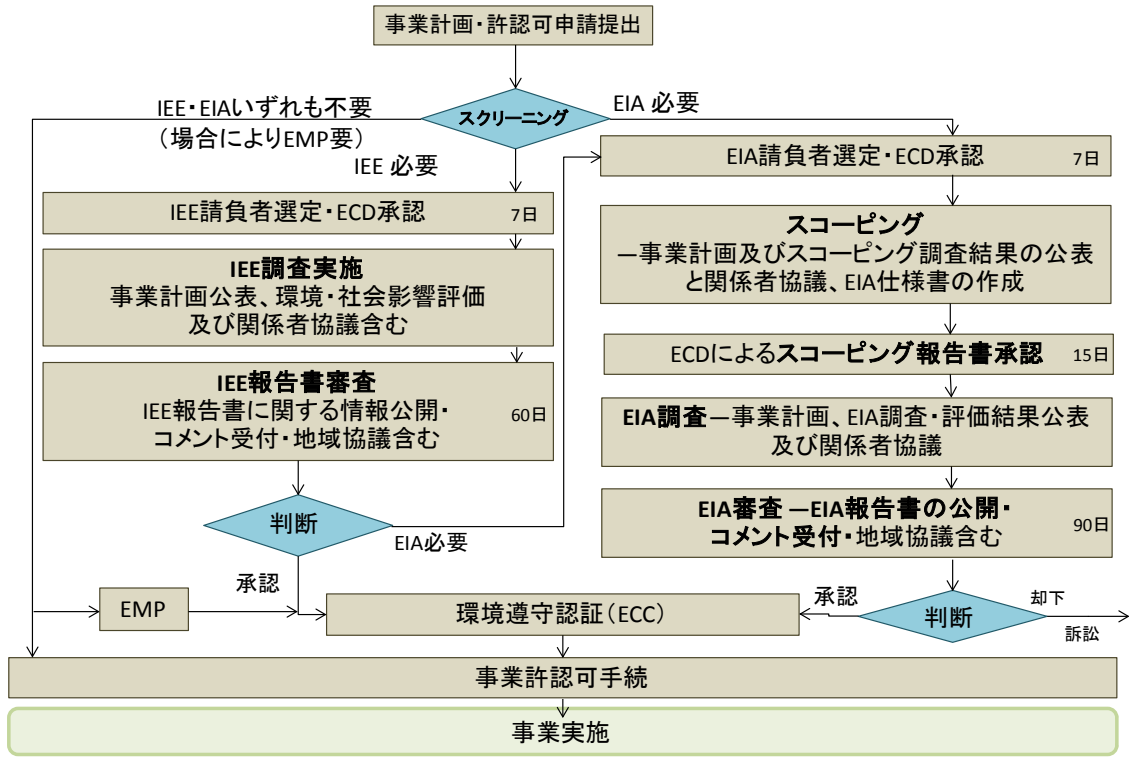
日本を含む外国からの民間投資のうち、投資法・規則の規定に従い、①国家にとって戦略的に重要な事業、②資本集約的な事業（1億米ドル超のもの）、③環境・社会に深刻な影響を与える事業、④政府の所有する土地・建物を使用する事業、⑤その他 MIC が指定する事業については、ミャンマー投資委員会（MIC）による投資認可手続が求められます。他に、SEZ 内において、SEZ 法(2014)に基づく投資認可、ならびに、国営企業法(1989)に基づく国営企業との合弁事業による進出の形態もあります。

環境影響評価制度の基礎をなす環境影響評価手続（Environmental Impact Assessment Procedures: EIAP）は 2015 年 12 月に施行され、運用が開始され、2 年余りが経過しました。EIAP に規定された業種・規模要件に該当する事業については環境影響評価（EIA）又は初期環境審査（IEE）の実施、あるいは環境管理計画（EMP）の策定、環境法規遵守認証（ECC）の発行が事業実施の条件となります。

経済特別区（SEZ）のなかで先行しているティラワ SEZ においては、基本的には EIAP に準拠して環境影響評価を含む環境管理制度を構築・運用しているものの、経済特別区であることに鑑みて、スクリーニング基準や環境保全計画（ECP）の審査による着工許可の発行を独自に制定しています。

現在は、環境影響評価制度の草創期にあり、制度上の具体的な要求が限定的であり、その法的拘束力も曖昧である一方で、実効的な環境影響評価実施の事例も少しずつ出て来ております。このような事例が、天然資源環境保全省(MONREC)環境保全局（ECD）や影響を受ける住民を含む関係者に広く理解・共有されつつあり、今後はより実効性の高い事業の環境・社会配慮が求められ、事業実施主体はこうした関係者の期待に応えていくことが求められます。従って、事業実施主体にとっては特に類似セクターの先行事例について情報を得ておくことが非常に重要です。

(2) ミャンマー 環境影響評価の手続きフロー



(3) ミャンマー 環境影響評価の対象事業リスト

| No. | 経済活動の種類 | IEE が必要な経済活動の基準 ¹ | EIA が必要な経済活動の基準 ² |
|-------------------|---------------------------|---|---|
| 特別な投資事業 | | | |
| 1. | 議会、内閣または大統領によって投資が決定される事業 | | 全て |
| エネルギー部門の開発 | | | |
| 2. | 水力発電所 | 発電容量 ≥ 1 MW ただし < 15 MW、貯水量 (冠水時) < 20,000,000 m ³ 、貯水池面積 (冠水時) < 400 ha | 発電容量 ≥ 15 MW または貯水量 (冠水時) ≥ 20,000,000 m ³ または貯水池面積 (冠水時) ≥ 400 ha |
| 3. | 原子力発電所 | | 全て |
| 4. | 天然ガス・バイオガス発電所 | 発電容量 ≥ 5 MW ただし < 50 MW | 発電容量 ≥ 50 MW |
| 5. | 石炭火力発電所 | 発電容量 ≥ 1 MW ただし < 10 MW | 発電容量 ≥ 10 MW |
| 6. | 廃棄物発電所 | 発電容量 ≥ 50 MW | 担当省が EIA を要求した全ての活動 |
| 7. | 地熱発電所 | 発電容量 ≥ 5 MW ただし < 50 MW | 発電容量 ≥ 50 MW |
| 8. | コージェネレーション発電所 (ガス及び熱) | 発電容量 ≥ 5 MW ただし < 50 MW | 発電容量 ≥ 50 MW |

¹ 一般的に、経済活動の基準が「及び」でグループ化されている時は、全ての基準を満たす必要がある。例えば、IEE タイプの経済活動に分類されている場合、その経済活動は、「及び」でグループ化されている全ての IEE 基準を満たす必要がある。

² 一般的に、経済活動の基準が「または」でグループ化されている時は、このような基準の少なくとも一つを満たす必要がある。例えば、EIA タイプの経済活動に分類されている場合、その経済活動は、「または」でグループ化されている EIA 基準の少なくとも一つを満たす必要がある。

| No. | 経済活動の種類 | IEE が必要な経済活動の基準 ¹ | EIA が必要な経済活動の基準 ² |
|-----|---|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 9. | 熱発電所 (4, 5, 6, 7 及び 8 以外のもの) | 発電容量 ≥ 5 MW ただし < 50 MW | 発電容量 ≥ 50 MW |
| 10. | 風力発電所 | 発電容量 ≥ 5 MW ただし < 50 MW | 発電容量 ≥ 50 MW |
| 11. | ソーラー発電所 | 発電容量 ≥ 50 MW | 担当相が EIA を要求した全ての活動 |
| 12. | 陸上石油・ガス地震探査 | 全て | |
| 13. | 陸上石油・ガス探査掘削 | | 全て |
| 14. | 陸上石油・ガス製品掘削・生産活動；パイプラインを含む輸送活動；ポンプ施設、コンプレッサー施設及び貯蔵施設；補助・支援活動；閉鎖 | | 全て |
| 15. | 洋上石油・ガス地震探査 | 全て | |
| 16. | 洋上石油・ガス探査掘削 | | 全て |
| 17. | 洋上石油・ガス製品掘削・生産活動；パイプラインを含む輸送活動；ポンプ施設、コンプレッサー施設及び貯蔵施設；補助・支援活動；閉鎖 | | 全て |
| 18. | 石油精製または天然ガス精製（液化石油ガス、ガソリン、灯油、ディーゼル燃料、暖房油、重油、ピチューメン、アスファルト、硫黄、プロパン/プロピレン混合物やバージンナフサ、中間留分及び減圧蒸留など石油化学産業の中間製品の製造を含む） | | 全て |
| 19. | 天然ガス加工工場；天然ガスからの液状製品の生産（メタノール、ナフサ、ガソリン、灯油、ディーゼル燃料、ワックス及び潤滑油を含む） | | 全て |
| 20. | 天然ガス液化工場 | | 全て |
| 21. | 石油・天然ガスターミナル | | 全て |
| 22. | 石油貯蔵施設、液化ガス貯蔵施設 | 石油貯蔵容量 < 10,000 t； 液化ガス < 2,500 t | 貯蔵容量 石油 ≥ 10,000 t； 液化ガス ≥ 2,500 t |

| No. | 経済活動の種類 | IEE が必要な経済活動の基準 ¹ | EIA が必要な経済活動の基準 ² |
|---------------------|--|--|--|
| 23. | 石油・ガス中継・分配システム | < 10 km | ≥ 10 km |
| 24. | 充填施設（液化石油ガス、圧縮天然ガスを含む） | 燃料貯蔵容量 < 10 m ³ (10,000 L) | 担当省が E I A を要求する全ての活動 |
| 25. | 石油ベースの有機化学製品の製造 | | 全て |
| 26. | 送電線 ≥ 115 kV ただし < 230 kV | ≥ 50 km | 担当省が E I A を要求する全ての活動 |
| 27. | 送電線 ≥ 230 kV | 全て | 担当省が E I A を要求する全ての活動 |
| 28. | 高圧 (230 kV and 500 kV) 変電所 | ≥ 4 ha | 担当省が E I A を要求する全ての活動 |
| 農業、畜産業及び林業事業 | | | |
| 29. | プランテーションでの工業用・作物生産（ゴム、パーム油、ココナッツ、コーヒー、紅茶、バナナ、サトウキビ等） | ≥ 200 ha ただし < 500 ha | ≥ 500 ha |
| 30. | 一年生作物生産（穀物、豆類、根菜類、燃料生産作物、繊維生産作物、野菜、飼料作物等） | ≥ 500 ha ただし < 3,000 ha | ≥ 3,000 ha |
| 31. | 畜産業（牛、バッファロー、馬、ヤギ、羊等） | 家畜単位 ≥ 500 ただし < 3,000 1 | 家畜単位 ≥ 3,000 |
| 32. | 養鶏その他の家禽の商業的な飼育 | 家禽数 (ニワトリ、アヒル、ターキー ≥ 5,000 ただし < 20,000 ダチョウ ≥ 50 ただし < 200 ウズラ ≥ 25,000 ただし < 100,000 | 家禽 ≥ 20,000 ダチョウ ≥ 200 ウズラ ≥ 100,000 |
| 33. | 養豚 | ブタ ≥ 2,000 頭、ただし < 5,000 頭 | ≥ 5,000 頭 |
| 34. | 内陸での養魚・養殖業（河川、湖沼、池。エビを含む） | 水域 ≥ 1 ha ただし < 25 ha | 水域 ≥ 25 ha |
| 35. | 海洋・沿岸での養魚・養殖業 | 水域 ≥ 1 ha ただし < 100 ha | 水域 ≥ 100 ha |

| No. | 経済活動の種類 | IEE が必要な経済活動の基準 ¹ | EIA が必要な経済活動の基準 ² |
|-----------------|--|--|--|
| 36. | カキ養殖、真珠生産 | ≥ 50 ha ただし < 200 ha | ≥ 200 ha |
| 37. | 野生動物の飼育・世話 | 全て | 担当省が EIA を要求する全ての活動 |
| 38. | 爬虫類の畜産 | ワニ、オオトカゲまたはニシキヘビ < 1,000 匹 ヘビその他の爬虫類 < 5,000 匹 | ワニ、オオトカゲまたはニシキヘビ ≥ 1,000 匹 ヘビその他の爬虫類 ≥ 5,000 匹 |
| 39. | 森林伐採 | < 500 ha | ≥ 500 ha |
| 40. | 森林の利用許可 | < 10,000 ha | ≥ 10,000 ha |
| 41. | 灌漑システム | ≥ 100 ha ただし < 5,000 ha | ≥ 5,000 ha |
| 製造業 | | | |
| 食料・飲料製造業 | | | |
| 42. | 食肉加工工場（牛、ブタ、ヒツジ、その他の家畜の屠畜） | 屠畜量 ≥ 15 t/日ただし < 50 t/日 | 屠畜量 ≥ 50 t/日 |
| 43. | 家禽加工工場（ニワトリ、その他商業的に飼育された家禽の屠畜） | 屠畜量 ≥ 15 t/日 ただし < 50 t/d | 屠畜量 ≥ 50 t/d |
| 44. | 魚類加工工場（魚類、甲殻類、腹足類、頭足類及び二枚貝。魚油や魚肉などの副産物を含む） | 屠畜量 ≥ 15 t/日 ただし < 75 t/日 | ≥ 75 t/日 |
| 45. | 食料・飲料加工工場（牛肉、豚肉、マトン及び鶏肉、野菜、果物を加工し、人の食用の付加価値のある食品や非発酵性の飲料製品を生産する） | ≥ 10 t/日 ただし < 20 t/日 | ≥ 20 t/日 |

| No. | 経済活動の種類 | IEE が必要な経済活動の基準 ¹ | EIA が必要な経済活動の基準 ² |
|-----|--|---|--|
| 46. | 乳製品加工工場（搬入、貯蔵、原乳の工業的な加工、加工乳や乳製品の取り扱い・貯蔵） | 年平均 原乳 ≥ 200 t/日 | 担当省が EIA を要求する全ての事業 |
| 47. | 家畜の飼料の製造 | 製造量 ≥ 100 t/日 ただし < 300 t/日 product or (操業日数が年間 90 日以下の場合は < 600 t/日) | 製造量 ≥ 300 t/日 (操業日数が年間 90 日以下の場合は ≥ 600 t/日) |
| 48. | 植物油製造・加工工場 | 製造量 ≥ 100 t/日 ただし < 300 t/日 product or (操業日数が年間 90 日以下の場合は < 600 t/日) | 製造量 ≥ 300 t/日 (操業日数が年間 90 日以下の場合は ≥ 600 t/日) |
| 49. | 澱粉及び澱粉製品製造 | 製造量 ≥ 100 t/日 ただし < 300 t/日 product or (操業日数が年間 90 日以下の場合は < 600 t/日) | 製造量 ≥ 300 t/日 (操業日数が年間 90 日以下の場合は ≥ 600 t/日) |
| 50. | 製粉製品の製造（穀物の製粉、米の製粉、米粉製造、野菜の製粉、シリアル製造、小麦粉の製造、チリパウダーの製造） | 製造量 ≥ 100 t/日 ただし < 300 t/日 product or (操業日数が年間 90 日以下の場合は < 600 t/日) | 製造量 ≥ 300 t/日 (操業日数が年間 90 日以下の場合は ≥ 600 t/日) |
| 51. | グルタミン酸ナトリウム（調味料）製造工場 | ≥ 50 t/日 ただし < 100 t/日 | ≥ 100 t/日 |
| 52. | 精糖工場 | ≥ 50 t/日 ただし < 300 t/日 (操業日数が年間 90 日以下の場合は < 600 t/日) | 砂糖の生産量 ≥ 300 t/日 (操業日数が年間 90 日以下の場合は ≥ 600 t/日) |
| 53. | アルコール、ワイン及びビール製造工場（蒸留所、ワイナリー、ビール製造所） | 製造量 ≥ 50,000 l/日 ただし < 300,000 l/日 (操業日数が年間 90 日以下の場合は、 < 600,000 l/日) | 製造量 ≥ 300,000 l/日、d product or (操業日数が年間 90 日以下の場合は、 ≥ 600,000 l/日) |
| 54. | ノンアルコール工場（炭酸飲料、ソフトドリンク、ミネラルウォーター製造） | ≥ 20,000 L/日 | 担当省が EIA を要求する全ての活動 A11 |
| 55. | 氷工場 | ≥ 500 t/日 ただし < 2,000 t/日 | ≥ 2,000 t/日 |

| No. | 経済活動の種類 | IEE が必要な経済活動の基準 ¹ | EIA が必要な経済活動の基準 ² |
|--------------------|---|--|--|
| 56. | 飲料水工場（ボトル詰めされた精製水） | ≥ 100,000 l/日 | 担当省が EIA を要求する全ての活動 |
| 57. | タバコ加工工場 | 生産量 ≥ 1 t/日 ただし < 15 t/日 | 生産量 ≥ 15 t/日 |
| 衣料品、布、革製品製造 | | | |
| 58. | 布製造工場（Textile Manufacturing Facilities （天然繊維、合成繊維、再生繊維を用いて、糸、布、衣料品及び最終製品を製造） | 全て | 担当省が EIA を要求する全ての活動 |
| 59. | 前処理（洗浄、漂白、シルケット加工）または、布地や繊維の染色 | ≥ 1 t/日 ただし < 10 t/日 | ≥ 10 t/日 |
| 60. | 革製品製造（合成皮革、ハンドバック、かばん、サドル、靴を含む） | ≥ 1,000 t/年間 | 担当省が EIA を要求する全ての活動 |
| 61. | なめし、革製品の最終化工 | 最終製品量 < 12 t/日 | 最終製品量 ≥ 12 t/日 |
| 木材加工 | | | |
| 62. | 製材及び木材製品の製造 | 製材：投入量 ≥ 3,000 m ³ /年間 ただし < 50,000 m ³ /年間 木材製品：投入量 ≥ 1,000 m ³ /年間 ただし < 15,000 m ³ /年間 | 製材：投入量 ≥ 50,000 m ³ /年間 木材製品：投入量 ≥ 15,000 m ³ /年間 |
| 63. | 木板及びパーティクルボード製造（木板及びパーティクルボード製品、合板、接着・ラミネート加工された製品、サトウキビの搾りかす、わら、リネンなどの原材料から製造された板） | < 600 m ³ /日 または < 420 t/日 | ≥ 600 m ³ /日 または ≥ 420 t/日 |
| 64. | パルプ・製紙 | ≥ 20 t/日 ただし < 50 t/日 | ≥ 50 t/日 |
| 65. | 印刷または他の表面加工工場（有機溶剤を用い、特に、光沢仕上げ、印刷、コーティング、グリースの除去、防水、糊付け、塗装、洗浄または含浸） | 有機溶剤の消費量 ≥ 6 kg/時 ただし < 150 kg/時 | 有機溶剤の消費量 ≥ 150 kg/時 または ≥ 200 t/年間 |
| 化学品製造 | | | |

| No. | 経済活動の種類 | IEE が必要な経済活動の基準 ¹ | EIA が必要な経済活動の基準 ² |
|-----|---|------------------------------|------------------------------|
| 66. | 大量の無機合成物の製造及びコールタールの抽出(アンモニア、酸化物、塩素アルカリ、カーボンブラック及びコールタール抽出) | | 全て |
| 67. | 石油ベースのポリマー製造工場 | | 全て |
| 68. | 石炭加工工場(石炭を、燃料などのガスまたは液体化学物質に加工) | | 全て |
| 69. | 化学肥料製造工場 | | 全て |
| 70. | 殺虫剤製造・調剤・包装工場 | | 全て |
| 71. | 油脂化学製品製造工場(植物性・動物性油脂・油を用いて、脂肪酸、グリセリン、バイオディーゼルの製造) | | 全て |
| 72. | 製薬・バイオテクノロジー製造工場 | < 50 t/年間 | ≥ 50 t/年間 |
| 73. | 他の有機化学物質製造工場 | | 全て |
| 74. | 他の無機化学物質製造工場 | | 全て |
| 75. | 他の化学物質製造工場(塗料、インク、ニス、石鹼、洗剤、香水、花火、写真用化学物質など) | ≥ 5 t/日 ただし < 10 t/日 | ≥ 10 t/日 |
| 76. | 爆発物製造工場 | | 全て |
| 77. | 消火剤その他の防火製品の製造 | 全て | 担当省がEIAを要求する全ての活動 |

| No. | 経済活動の種類 | IEE が必要な経済活動の基準 ¹ | EIA が必要な経済活動の基準 ² |
|-------------------|---|---|---|
| 78. | 二酸化炭素ガスの製造、工業用ガスの充填・液化 | ≥ 1,000 t/年 ただし < 3,000 t/年 | ≥ 3,000 t/年 |
| ガラス・陶磁器製造 | | | |
| 79. | ガラス、ガラス繊維、鈳物繊維製造工場 | 全て | 担当省が EIA を要求する全ての活動 |
| 80. | 陶製タイル及び衛生陶器製造工場 | ファインセラミックス ≥ 1,000 t/年 陶製タイル ≥ 10,000 t/年 | 担当省が EIA を要求する全ての活動 |
| 81. | セメント・石灰製造工場 | セメント ≥ 10 t/時 ただし < 30 t/時 石灰 ≥ 20 t/日 but < 50 t/日 | セメント ≥ 30 t/時 石灰 ≥ 50 t/日 |
| 82. | クリンカー工場 | 全て | 担当省が EIA を要求する全ての活動 |
| 83. | 他の建設資材・材料製造 | ≥ 30,000 t/年 ただし < 50,000 t/年 | ≥ 50,000 t/年 |
| 84. | アスファルト製造工場 | < 100 t/日 | ≥ 100 t/日 |
| 金属、機械、電子機器 | | | |
| 85. | ベースメタル製錬・精錬工場（鉛、亜鉛、銅、ニッケル及びアルミニウムなどのベースメタルの製錬・精錬工場） | 非鉄金属融解量 < 20 t/日 鉛及びカドミウムについては融解量 < 4 t/日 | 非鉄金属融解量 ≥ 20 t/日 鉛及びカドミウムについては融解量 ≥ 4 t/日 |
| 86. | 鉄鈳またはスクラップ金属から、銑鉄、粗鋼及び低合金鋼を製造 or | < 2.5 t/時 | ≥ 2.5 t/時 |
| 87. | 鋳物工場（鉄鋼（鉄及び鋼）、非鉄金属（アルミニウム、銅、亜鉛、鉛、錫、ニッケル、マグネシウム、チタニウム）を鋳造） | 鉄鋼生産量 < 20 t/日 非鉄金属生産量 < 20 t/日 鉛及びカドミウムについては < 4 t/日 | 鉄鋼生産量 ≥ 20 t/日 非鉄金属生産量 ≥ 20 t/日 鉛及びカドミウムについては ≥ 4 t/日 |
| 88. | 非鉄金属の融解、鍛冶及び細線加工 | 生産量 ≥ 5 t/日 ただし < 20 t/日 | 生産量 ≥ 20 t/日 |
| 89. | 造船所・造船業 | < 1 ha and つり上げ荷重 < 20,000 t | ≥ 1 ha つり上げ荷重 ≥ 20,000 t |
| 90. | 機関車その他の鉄道車両用材料製造、修理、組み立て | | ≥ 100 車両/年間 |

| No. | 経済活動の種類 | IEE が必要な経済活動の基準 ¹ | EIA が必要な経済活動の基準 ² |
|--------------|--|---|--|
| 91. | 金属、プラスチック、ゴム製品製造工場（金属、プラスチック、繊維及びゴム製品の製造に関わる複合産業に共通する材料加工） | 生産面積 $\geq 1,000 \text{ m}^2$ または 有機溶剤の消費量 $\geq 6 \text{ kg/時}$ | 担当省が EIA を要求する全ての活動 |
| 92. | ゴム及びラテックス加工工場 | $\geq 2,000 \text{ t/年}$ | 担当省が EIA を要求する全ての活動 |
| 93. | 自動車用タイヤ製造工場 | 生産面積 $\geq 5,000 \text{ m}^2$ または 有機溶剤の消費量 $\geq 6 \text{ kg/時}$ | 担当省が EIA を要求する全ての活動 |
| 94. | 半導体その他の電子機器製造工場（半導体、プリント基板、プリント配線組立品、スクリーン、受動部品及び磁気装置の製造） | 生産面積 $\geq 5,000 \text{ m}^2$ または 有機溶剤の消費量 $\geq 6 \text{ kg/時}$ | 担当省が EIA を要求する全ての活動 |
| 95. | 電子機器・電気機器製造工場（コンピューター、通信機器、大衆消費電気製品、実験機器、電気モーター、電気照明等） | 生産面積 $\geq 5,000 \text{ m}^2$ または 有機溶剤の消費量 $\geq 6 \text{ kg/時}$ | 担当省が EIA を要求する全ての活動 |
| 96. | 電池・蓄電池製造工場 | $< 3,000 \text{ t/年}$ | $\geq 3,000 \text{ t/年}$ |
| 97. | 機械、車及び機器製造工場 | 生産面積 $\geq 5,000 \text{ m}^2$ または 有機溶剤の消費量 $\geq 6 \text{ kg/時}$ | 担当省が EIA を要求する全ての活動 |
| 98. | 自動車及びバイク組立工場 | 生産面積 $\geq 5,000 \text{ m}^2$ または 有機溶剤の消費量 $\geq 6 \text{ kg/時}$ | 担当省が EIA を要求する全ての活動 |
| 99. | 自動車アクセサリ、関連機器及びエンジン製造工場 | 生産面積 $\geq 5,000 \text{ m}^2$ または 有機溶剤の消費量 $\geq 6 \text{ kg/時}$ | 担当省が EIA を要求する全ての活動 |
| 100. | 自動車修理工場 | 使用面積 $\geq 5,000 \text{ m}^2$ | 担当省が EIA を要求する全ての活動 |
| 101. | 自動車解体工場 | $< 10 \text{ 車/日}$ 、 $< 50 \text{ バイク/日}$ | $\geq 10 \text{ 車/日}$ $\geq 50 \text{ バイク/日}$ |
| 102. | 武器・弾薬製造工場 | | 全て |
| 廃棄物処理 | | | |

| No. | 経済活動の種類 | IEE が必要な経済活動の基準 ¹ | EIA が必要な経済活動の基準 ² |
|---------------------|---------------------------|--|--|
| 103. | 非有害廃棄物処分施設 | 埋立 < 10 t/日 及び 全体処理能力 < 25,000 t, その他 < 50 t/d | 埋立 ≥ 10 t/d or 全体処理能力 ≥ 25,000 t, その他 ≥ 50 t/d |
| 104. | 非有害廃棄物焼却施設 | < 3 t/時 | ≥ 3 t/時 |
| 105. | 有害廃棄物のリサイクル、再生、再使用施設 | < 50 t/日 | ≥ 50 t/日 |
| 106. | 有害廃棄物処分施設 | | 全て |
| 107. | 有害廃棄物のリサイクル、再生、再使用施設 | < 10 t/日 | ≥ 10 t/日 |
| 108. | 廃棄物処理工場（一元処理システム） | | 全て |
| 109. | 排水・雨水回収システム | 長さ ≥ 1 km ただし < 10 km | ≥ 10 km |
| 水供給 | | | |
| 110. | 工業・農業・都市への水供給のための地下水開発 | < 4,500 m ³ /日 | ≥ 4,500 m ³ /日 |
| インフラ及びサービス開発 | | | |
| 111. | ダム及び貯水池 | ダムの高さ < 15 m 及び 貯水池面積 < 400 ha | ダムの高さ ≥ 15 m or 貯水池面積 ≥ 400 ha |
| 112. | 公衆に影響を及ぼす、湖沼、河川及び運河の埋立 | 面積 < 50 ha | 面積 ≥ 50 ha |
| 113. | その他の大規模土木建設工事（堤防、防潮堤、離岸堤） | 長さ < 2 km and 面積 < 25 ha | 長さ ≥ 2 km or 面積 ≥ 25 ha |
| 114. | 浚渫 | 全体 < 500,000 t | 全体 ≥ 500,000 t |
| 115. | 川床保全(表流水及び水量管理) | | 全て |

| No. | 経済活動の種類 | IEE が必要な経済活動の基準 ¹ | EIA が必要な経済活動の基準 ² |
|-----------|--------------------------------------|---|---|
| 116. | 海運業（貨物及び商品の輸送のために使われる船舶の操業・維持、船舶の解体） | 全て | 担当省が EIA を要求する全ての活動 |
| 117. | 商港、港湾及びターミナル（貨物・旅客運送用の商港、港湾及びターミナル） | 面積 < 25 ha | 面積 ≥ 25 ha |
| 118. | 工業団地の建設・開発 | | 全て |
| 119. | 病院 | 全て | 担当省が EIA を要求する全ての活動 |
| 120. | 墓地及び火葬場（埋葬、火葬その他の様式） | 全て | |
| 121. | 観光開発 | 部屋数 ≥ 80 室 ただし < 200 室及び 全体利用面積 ≥ 4,000 m ² ただし < 10,000 m ² (or) 全体利用面積 ≥ 200,000 m ² ただし < 500,000 m ² | 部屋数 ≥ 200 室 または 全体利用面積 ≥ 10,000 m ² または 全体利用面積 ≥ 500,000 m ² |
| 122. | ゴルフ場 | 9 ホール | 18 ホール |
| 運輸 | | | |
| 123. | 鉄道及びトラム（レールなどのインフラの建設・維持、車両の運行） | 長さ < 5 km | 長さ ≥ 5 km |
| 124. | ケーブルカー | 長さ < 0.5 km | 長さ ≥ 0.5 km |
| 125. | 空港及び滑走路建設 | 滑走路の長さ < 2,100 m | 滑走路の長さ ≥ 2,100 m |
| 126. | 橋梁、河川の橋、陸橋（新設） | 長さ ≥ 200 m ただし < 2 km | 長さ ≥ 2 km |
| 127. | 橋梁、河川の橋、陸橋（改良） | 長さ ≥ 300 m | 担当省が EIA を要求する全ての活動 |

| No. | 経済活動の種類 | IEE が必要な経済活動の基準 ¹ | EIA が必要な経済活動の基準 ² |
|-----------|---|--|------------------------------------|
| 128. | トンネル | 長さ < 1 km | 長さ ≥ 1 km |
| 129. | 高速道路及び幹線道路 (ASEAN ハイウェイ基準; 新設または1 レーン以上の拡張) | 長さ ≥ 2 km ただし < 50 km | 長さ ≥ 50 km |
| 130. | 他の道路 (国道、地域道、都市道; 新設または1 レーン以上の拡張) | 長さ ≥ 50 km ただし < 100 km | 長さ ≥ 100 km |
| 131. | 道路の改良 (季節型から全天候型路面への改良、路肩の拡張) | 長さ ≥ 50 km | 担当省が EIA を要求する全ての活動 |
| 鉱業 | | | |
| 132. | 河川または海洋からの岩石、砂利、砂の採取 | ≥ 1,000 m ³ /年 ただし < 50,000 m ³ /年 | ≥ 50,000 m ³ /年 |
| 133. | 建設・建築資材及び窯業原料鉱物の採取 (骨材、石灰岩、スレート、粘土、石膏、長石、けい砂、御影石、陶土、ベントナイト、大理石及び珪岩) | < 200 エーカー 及び < 100,000 t/年 | ≥ 200 エーカー または ≥ 100,000 t/年 |
| 134. | 工業用鉱物の採取・精製 (重晶石、蛍石、リン酸塩、カリ、塩、ソーダ灰、アスベスト) | < 200 エーカー 及び 鉱石 < 100,000 t/年 | ≥ 200 エーカー または 鉱石 ≥ 100,000 t/年 |
| 135. | 鉄、非鉄金属、金以外の貴金属 (鉄、マンガン、銀、銅、スズ、アンチモン、鉛、ニッケル、亜鉛、クロム、ボーキサイト) 及び宝石の採取 | < 50 エーカー 及び < 50,000 t/年 | ≥ 50 エーカー または ≥ 50,000 t/年 |
| 136. | 金属鉱物の精錬 (有害化学物質を使用しない) | < 50,000 t/年 | ≥ 50,000 t/年 |
| 137. | 金属鉱物の精錬 (有害化学物質を使用) | < 25,000 t/年 | ≥ 25,000 t/年 |
| 138. | 金鉱石の採取・精錬 (有害化学物質を使用しない) | < 20 エーカー | ≥ 20 エーカー |

| No. | 経済活動の種類 | IEE が必要な経済活動の基準 ¹ | EIA が必要な経済活動の基準 ² |
|------|---|--|-------------------------------|
| 139. | 金鉱石の採取・精錬（有害化学物質を使用） | < 20 エーカー 及び < 25,000 t/年 | ≥ 20 エーカー または ≥ 25,000 t/年 |
| 140. | 石炭鉱業（地下及び地上） | 石炭 < 100,000 t/年 | 石炭 ≥ 100,000 t/年 |
| 141. | 重鉱物砂の浚渫を含む鉱業（タングステン、チタン鉄鉱、金紅石、ジルコン、チタニウム、モナザイト） | ≥ 1,000 m ³ /年 ただし < 50,000 m ³ /年 | ≥ 50,000 m ³ /年 |

(4) ミャンマー 環境影響評価の審査件数

環境影響評価審査申請件数の推移

| 年度 | EIA | IEE (Initial Environmental Examination) | EMP (Environmental Management Plan) | 合計 |
|---------------------------------|------------|--|---|-------------|
| 2011 - 2012 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 2012 - 2013 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 2013 - 2014 | 45 | 30 | 5 | 80 |
| 2014 - 2015 | 38 | 32 | 11 | 81 |
| 2015 - 2016 | 78 | 53 | 27 | 158 |
| 2016 - 2017 | 97 | 254 | 1636 | 1978 |
| 2017 - 2018 (2017 年 10 月末集計) | 11 | 15 | 177 | 203 |
| 合計 | 272 | 384 | 1856 | 2512 |

出典) 天然資源環境保全省 (MONREC) 提供資料

(5) 関係当局や業界団体にかかる情報

①環境影響評価の所轄当局

・ Environmental Conservation Department (ECD), Ministry of Natural Resources and Environmental Conservation (MONREC)

ECD Head Office:

住所 : Building No. 53, Nay Pyi Taw

Tel : +95-67-431490 (DG's Office 代表)、67-431316 (Administration Division 代表)、
67-431329 (Natural Resources and EIA Division 代表)

Fax : +95-67-431322

E-mail : dg.ecd@moecef.gov.mm (代表)

nreia.ecd@moecef.gov.mm (Natural Resources and EIA Division 代表)

URL : <http://www.ecd.gov.mm> (ただし、ミャンマー語)

ECD Yangon Region Office:

住所 : No. (2) Highway Road (13/0 to 12/1 mile), Ywar Thar Gyi, South Dagon Township,
Yangon

Tel : +95-1-2585456 / 1-2585457

②許認可機関の窓口

・ 国家計画経済開発省 (MNPED: Ministry of National Planning and Economic Development) 投資企業管理局 (DICA: Directorate of Investment and Company Administration)

Building No.(1), Thit Sar Road, Yankin Township, Yangon

Tel : +95-1-657892 (投資窓口)、657891 (企業登記窓口)

Fax : +95-1-657825 (投資および企業登記窓口)

E-mail : DICA.NPED@mptmail.net.mm、dica.ygn@gmail.com

URL : <http://www.dica.gov.mm>

・ Thilawa Special Economic Zone

Address 1 : 1st Floor, Department of Urban and Housing Development, Ministry of Construction, No. 228-234, Bogyoke Aung San Road, Botataung Township, Yangon

Address 2 : IPC, Thilawa Special Economic Zone (A), Thanlyin Township, Yangon

URL : <http://www.myanmarthilawa.gov.mm/>

(6) ミャンマー 国際的な環境影響評価手続きとの比較

ミャンマーの環境影響評価制度は、環境保全法の下、事業による環境負荷の防止・低減を主な目的とするもので、環境・社会の両側面への配慮を含みつつも、現時点では、環境側面をより重視した仕組みになっています。環境・社会の両側面を対象とする国際的に民間投資のベストプラクティスとして考えられている、国際金融公社のパフォーマンス・スタンダード (IFC/PS) (IFC, 2012)と、ミャンマーの環境影響評価制度の基礎をなす EIAP 及び環境影響評価事務手続案 (Administrative Instruction of EIA Procedure:AIEIAP)、ならびに国内の関連法・制度とを下表に比較しました。

まず、環境影響評価制度の仕組みそのものに関する PS1 については、概ね EIAP 及び EIAGTG 案によって規定されており、国際的に求められる環境影響評価の仕組みに関する基本的な要素は含まれています。

次に、評価項目に関する PS2 から PS8 のうち、環境項目とされる PS3. 資源効率性と汚染防止、PS4. 地域住民の健康と安全、PS6. 生物多様性保全と持続可能な天然資源管理については EIAP 、 GEIAG 案及び関連法・制度により制度の整備が比較的進んでいます。

IFC/PS とミャンマー国内制度との比較

| IFC/PS | | EIA 法・制度 | 国内の関連法・制度 |
|------------------------|--------------------|------------------|---|
| PS1. 環境・社会リスク・影響の評価と管理 | 環境・社会の評価・管理システム | EIAP AIEIAP 案 | Foreign Investment Law (2012)、 Foreign Investment Law Rules (2013); Environmental Conservation Law (2012)、 Environmental Conservation Rules (2014); その他セクター別法令 等 |
| | 制度 | EIAP | Foreign Investment Law (2012) and Rules (2013); Environmental Conservation Law (2012) 、 Environmental Conservation Rules (2014);その他セクター別法令等 |
| | リスク・影響の 特定 | EIAP AIEIAP 案 | |
| | 管理計画 | EIAP AIEIAP 案 | Environmental Conservation Law (2012) 、 Environmental Conservation Rules (2014) |
| | 組織の体制・能力 | EIAP | Environmental Conservation Law (2012) 、 Environmental Conservation Rules (2014) |
| | 緊急事態への準備と対応 | EIAP AIEIAP 案 | |
| | モニタリングと 審査 | EIAP EIAGTG 案 | Environmental Conservation Law (2012) 、 Environmental Conservation Rules (2014) |
| | 関係者の参加 | EIAP AIEIAP 案 | |
| | 外部との情報 共有・異議申立て | AIEIAP 案 | |
| | 影響を受ける住 | AIEIAP 案 | |

| IFC/PS | EIA 法・制度 | 国内の関連法・制度 |
|-------------------------|------------------|--|
| | 民への情報開示 | |
| PS2.雇用と労働環境 | | Occupational Safety Plan (Standing Order No. 1 and No.2 /1995) Employment and Skill Development Law (2013); Social Security Law (2012); Minimum Wage Act (2013); |
| PS3.資源効率性と汚染防止 | EIAP AIEIAP 案 | Environmental Quality Guidelines (draft); Water and Air Pollution Control Plan (MOI Standing Order No.3, 1995); Prevention of Hazards from Chemical and Related Substances Law (2013) and Rules (2016); その他自治体の汚染管理法 |
| PS4.地域住民の健康と安全 | EIAP AIEIAP 案 | |
| PS5.土地収用と非自発的移転 | EIAP AIEIAP 案 | Land Acquisition Act (1894); Farm Land Law/Rules |
| PS6.生物多様性保全と持続可能な天然資源管理 | EIAP AIEIAP 案 | The Forest Law (1992); The Protection of Wildlife and Conservation of Natural Areas Law (1994) and Rules (2002) |
| PS7.先住民 | EIAP AIEIAP 案 | |
| PS8.文化遺産 | EIAP AIEIAP 案 | Protection and Preservation of Cultural Heritage Regions Law (2011rev) |

一方、社会項目とされる PS2. 雇用と労働環境、PS5. 土地収用と非自発移転及び PS7. 先住民については、EIAP 又は AIEIAP 案に含まれていても配慮の必要性に言及する程度です。EIAP において、「移転が発生もしくは先住民への影響を及ぼす可能性のある事業の場合、MONREC が別途住民移転や先住民に係る手順・政令を定めるまで、住民移転や先住民に関係する監督官庁が定める手順・政令に従うものとする。このような手順・政令がミャンマー国内に存在しない場合、該当事業は、世界銀行や ADB といった住民移転や先住民に係る国際標準や国際的なグッド・プラクティスを参照すること(第7条)」としています。しかしながら、このうち特に先住民については制度が未整備であり、2018年2月時点でも土地収用と非自発的移転については1890年代の古い法を参照しています。また、PS2. 雇用と労働環境については、EIA 関連法令での言及はありませんが他の国内法で具体的な規定があるため、これらに即した対応が求められます。

以上のように環境影響評価制度に社会項目が十分に組み込まれていない傾向にありますが、環境影響評価の実施にあたっては土地収用等の社会項目について問題が生じることが多いこと、また海外の開発機関が実施する事業で社会項目について丁寧な対応をしている案件もあることから住民や関係者からの関心は比較的高く、事業との関連性が高い社会項目については国際標準の対応をすることが推奨されます。

(7) 優良事例

<ミャンマー>

優良事例 1：環境影響評価手続きにおける EIA コンサルタント登録

制度

| | |
|--------------------|---|
| 1. EIA プロセスの段階 | ① EIA のクオリティ（スクリーニング、スコーピング、調査／予測／評価） |
| 2. システム/実施 | システム |
| 3. 国 | ミャンマー |
| 4. 成功事例の概要 | ミャンマー国天然資源環境保全省（MONREC）環境保全局（ECD）は、国際協力機構（JICA）の支援により、EIA コンサルタント制度として、2017年7月に暫定コンサルタント登録（Transition Consultant Registration）の運用が開始され、申請のあった法人・個人コンサルタントに対しては暫定コンサルタント登録証（Certificate for Transition Consultant Registration）を発行している。MONREC/ECDによると、2018年2月現在で、法人コンサルタントとして36社、個人コンサルタントとして102名の登録がされている。 |
| 5. 背景及び問題定義 | MONREC は、前身である環境保全林業省（MOECAF）が2012年に発足してから、環境影響評価（EIA）レポートの審査を開始しており、EIA コンサルタントによってEIA レポートの質が大きく異なる問題を抱えていた。2015年12月に施行された環境影響評価手続き（EIAP）には、第三者機関にEIAの実施を委託する事、MONREC が登録制度を立ち上げ、運用する事が明記されており、MONREC として早急に対応する必要があった。また、これまでは、事業者がEIAを実施するにあたって第三者機関を選定する場合には、過去にEIA レポートをMONREC に提出した事のある組織のリストを基に選定するのみで、MONREC としてオーソライズされたリストを作成する必要があった。 |
| 6. 成功事例の重要な特徴とその結果 | <p>暫定登録システムの特徴 暫定登録システム（組織用）では、以下の書類が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 組織概要 ● 組織に所属するコンサルタントのプロフィール ● コンサルタントの専門分野 ● コンサルタントの学歴の概要 ● コンサルタントの業務経歴書 ● 宣誓書 <p>また、提出後はMONREC/ECD が書類の審査を行い、組織に対して対応可能と判断した専門分野を記述した暫定登録証が発行される。これにより、EIAP（Environmental Impact Assessment Procedure）に基づいてMONREC/ECD が第三者機関を正式に認証した事になり、EIAを実施する事業者は第三者機関に対して登録証の提示を求める等、実務レベルでも運用がなされている。なお、登録証は更新制となっており、EIA コンサルタントは質を維持する必要がある。</p> <p>暫定登録システム運用の結果 法人コンサルタントが36社で、過去のリストの47社から減少したことに</p> |




| | |
|--------------|--|
| | <p>より、ある一定の選別が進んだと考えられる。一方で、EIA 審査を行っている MONREC/ECD 及びティラワ SEZ 管理委員会ワンストップサービスセンターの担当者によると、36 社の中でも依然として EIA レポートの質については大きなバラつきがある。これについては、登録システム本運用の整備による一定の質を兼ね備えたコンサルタントの選定加えて、各種技術ガイドラインや優良 EIA レポートの公開、EIA コンサルタントへのトレーニングなどにより、時間を掛けながら解決する必要がある。</p> |
| <p>7. 教訓</p> | <ul style="list-style-type: none"> - 更新が必要な登録システムの整備は、EIA コンサルタントはその都度審査を受ける必要があり、EIA コンサルタントの技術レベルの維持・向上を促す仕組みとなっており、暫定登録システムにおいても有効に機能している。 - EIA レポートの質の向上については、登録システムのみでは解決できる課題ではなく、各種技術ガイドラインや優良 EIA レポートの公開、EIA コンサルタントへのトレーニングなどにより時間を掛けながら解決する必要がある。 - 現時点の課題としては、審査のクライテリアが不明瞭であること、登録審査・更新にあたっては職員の負担増に繋がる可能性が挙げられる。 |
| <p>8. 写真</p> | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="539 819 911 1328" style="width: 48%;"> <p>REPUBLIC OF THE UNION OF MYANMAR Ministry of Natural Resources and Environmental Conservation CERTIFICATE FOR TRANSITIONAL CONSULTANT REGISTRATION အခြေခံအုတ်မြစ်အဖြစ် အသုံးပြုရန် အတည်ပြုပေးခြင်း အမှတ်: ၂၆၃/၂၀၁၈ Date: 31.03.2018</p> <p>The Ministry of Natural Resources and Environmental Conservation, hereby, issues this certificate to the organization under Environmental Impact Assessment Procedure, Notification No. 616/2013.</p> <p>(a) Name of Organization: Myanmar Koei International Limited. (b) Name of the representative in the organization: Mr. Takaji KATAOKA (c) Citizenship of the representative in the organization: Japanese (d) Identity Card / Passport Number of the representative person in the organization: TR1917942 (e) Address of organization: No. 1A/28 Mya Thidar Housing, Ward 11, South Okkalapa Township, Yangon. (f) Type of Consultancy: Organization (g) Duration of validity: 31 March 2018</p> <p>Director General Environmental Conservation Department Ministry of Natural Resources and Environmental Conservation</p> </div> <div data-bbox="935 819 1294 1328" style="width: 48%;"> <p>Area of Expertise Permitted ရည်ရွယ်ချက် အရ အသုံးပြုခွင့် ရှိသည့် နယ်ပယ်များ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Air Pollution Control 2. Ecology and Biodiversity 3. Facilitation of Mining 4. Geology and Soil 5. Ground Water and Hydrology 6. Land Use 7. Modeling for Water Quality 8. Noise and Vibration 9. Risk Assessment and Hazard Management 10. Socio-Economy 11. Water Pollution Control 12. Environmental and Social Consideration </div> </div> <p style="text-align: center;">EIA コンサルタント登録証の写し (出典: Myanmar Koei International)</p> |

<ミャンマー>

優良事例 2 : IFC 投資案件における補足的環境社会影響評価の実施 -
ミャンマー国マンダレー管区及びサガイン管区セメント工場並びに
付帯施設拡張事業に係る環境影響評価-

| | |
|----------------|--|
| 1. EIA プロセスの段階 | ②EIA のクオリティー (スクリーニング、スコーピング、調査/予測/評価) |
| 2. システム/実施 | 実施 |
| 3. 国 | ミャンマー |
| 4. 成功事例の概要 | <p>a) 事業概要</p> <p>1) 事業者 : Shwe Taung Cement Limited (STC)</p> <p>2) 事業概要 : 2014 年に操業を開始したセメント工場及び付帯施設について、現状の 1,500 トン/日のクリンカを製造可能なキルンに加えて、4,000 トン/日のキルン及び 5MW の熱回収施設並びに付帯施設を新たに建設する拡張事業。国際金融公社 (IFC) が事業者に投資を行っている。</p> <p>3) 事業予定地 : マンダレー管区及びサガイン管区の北部山岳地域</p> <p>4) EIA の経緯 : これまで、2014 年に 1,500 トン/日のクリンカ製造に係る EIA、2016 年にセメント工場拡張に係る EIA 並びに石炭採掘に係る EIA を実施しているが、IFC の投資を得るにあたって環境社会配慮に係る IFC のパフォーマンス・スタンダードに準拠するために補足的環境社会影響評価 (Supplemental Environmental and Social Impact Assessment : 補足的 ESIA) を実施した。</p> <p>b) EIA のクオリティー</p> <p>1) 上記のとおり、各コンポーネントに関する EIA レポートはすでに作成されているが、「環境社会配慮に関する IFC パフォーマンス・スタンダード (2012)」に準拠するために、セメント工場及びその関連事業 (炭鉱、泥岩および石灰石採石場) の補足的 ESIA 報告書を作成した。</p> <p>2) なお、事業実施者である STC は、IFC の融資に際し ESIA に加えて IFC のコメント並びにパフォーマンス・スタンダードに準拠するために、ESIA に加えて環境社会行動計画 (ESAP: Environmental and Social Action Plan) を作成したが、パフォーマンス・スタンダードに準拠しているかを確認出来なかった。</p> <p>c) EMP の実施/モニタリング/報告</p> <p>STC は、労働安全衛生 (OHS: Occupational Health and Safety) マネジメントシステムと環境社会モニタリングプログラム (ESMP) の実施と管理のための環境管理システム (EMS) を構築しており、これには、事業の建設段階と操業段階における ESMP の実施に関する研修プログラムが含まれている。この研修プログラムは事業の建設段階並びに操業段階における環境社会配慮実施責任者並びに担当者のキャパシティビルディングと ESMP の適切な実施に役立つ。さらに、ESMP は内部及び外部モニタリングと事業の環境社会配慮実施状況の検証の際に役立つ。</p> <p>d) 情報公開と一般市民参加</p> |

| | |
|--------------------------------|---|
| | <p>補足的ESIA 報告書とESAPは事業実施者のウェブサイトとIFCのウェブサイト で公開されている。直接的または間接的に影響を受ける恐れのある事 業地域の住民に対して、情報公開と住民協議が実施されている。操業段階 において、事業実施者は、ステークホルダー分析とマッピングを含むステ ークホルダー参加計画 (SEP: Stakeholder Engagement Plan)、主要行動 指標 (KPI: Key Performance Indicator) 及び、目標、インセンティブ、 さらに、苦情処理メカニズム (Grievance Mechanism) を体系化している。</p> |
| <p>5. 背景及び問題定義</p> | <p>a) EIA のクオリティー 2016年までに作成された本事業に関するESIA 報告書は、環境社会配慮に 係るIFC パフォーマンス・スタンダード (2012) に示される要件を満たし ていなかった事から、IFC 資金により、セメント工場の拡張及び関連事業 に関する補足的ESIA が実施された。なお、同ESIA レポートは国際的な環 境コンサルタント会社によって作成された。また、IFC のレビュー後、ESAP を最終化した。</p> <p>b) 環境管理計画 (EMP) の実施/モニタリング/報告 IFC のパフォーマンス・スタンダード第1項 (環境社会的リスク及び影響 の評価と管理) に準拠するために、事業実施者は環境管理システム (EMS) を構築した。また、補足的ESIA 報告書の一部としてEMS を具体化した環 境社会管理計画 (ESMP) を作成し、事業実施者は、EMS ならびにESMP を実 行するために施工業者の監理、廃棄物管理、モニタリングなどの具体的な 行動計画を策定した。さらに、EMS 及びESMP が適切に実行されているかを 確認するために、第三者コンサルタントにより、環境衛生安全に関するレ ビューを実施する計画となっている。</p> <p>c) 情報公開と一般市民参加 既存のプラントおよびその関連事業の補足的ESIA 調査期間中に、従業員、 村長、地方政府職員および地域住民間の意見交換などのステークホルダー 協議が行われており、工事段階・事業運営段階においてステークホルダー 参加計画 (SEP) や苦情処理メカニズムが実施される予定である。</p> |
| <p>6. 成功事例の重要な特 徴とその結果</p> | <p>本事業における成功事例の重要な特徴 本事業の補足的ESIA では、IFC のパフォーマンス・スタンダードのうち、 以下の項目の環境社会的配慮を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● PS 1 -環境社会的リスク及び影響の評価と管理 ● PS 2 -労働、職場環境 ● PS 3 -資源効率と公害防止 ● PS 4 -コミュニティの健康、安全とセキュリティ ● PS 6 -自然資源の生物多様性保全と持続可能な管理 <p>PS 5: 土地取得と非自発的住民移転については、用地取得は行われ ない事、拡張にあたって住民生計は大きな影響を受けていない事から適用されて いない。</p> <p>また、一方で、PS 7 (先住民) 及びPS 8 (文化遺産) については、少数民 族グループのインタビューを含む以下の2点を確認している。i) 事業が 少数民族の村人に悪影響を与えない。 ii) 事業概要地内の森林や天然資 源は、少数民族によって習慣的/祖先的/伝統的に所有していないと考えら れている。したがって、両項目とも適用されていない。</p> <p>結果 補足的ESIA は、IFC のパフォーマンス・スタンダードにより、事業の環境 社会配慮を確保するという目的で実施されている。補足的ESIA にて示さ れた緩和措置 (石灰石採石場の自然環境保全、水源の保全等) を適切に実 施することで、事業の建設および操業段階において環境社会影響を緩和す る事が可能となる。一方で、採石・炭鉱事業においては事業により土地が 改変される事から、環境影響評価内容についてモニタリングで確認する必</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>要がある。</p> <p>また、補足的 ESIA 調査の中では、工事及び操業期間中に環境社会影響の緩和策並びにその実施状況のモニタリング計画を含む環境社会管理計画 (ESMP) が策定されているが、同 ESMP の実効性を担保するために、IFC 資金により第三者コンサルタントによる外部監査が計画されている。</p> |
| 7. 教訓 | <ul style="list-style-type: none"> - 大規模投資案件については、赤道原則や IFC パフォーマンス・スタンダードに準拠する場合は多い事から、本事業のようにローカルコンサルタントが作成した環境影響評価書に加えて、国際基準に則った補足的環境影響評価を実施するアプローチは、事業の環境社会の影響及び適切な緩和策、モニタリング計画を策定する上でも非常に有効である。 - 補足的 ESIA レポートは、IFC ウェブサイトに公開されており、IFC パフォーマンス・スタンダードに準拠して、環境影響について調査、予測、評価したもので、他の事業の環境影響評価にも参考となり得る (https://disclosures.ifc.org/#/projectDetail/ESRS/38831)。 - 社会的影響が大きい事業については、標準化されたステークホルダー参加計画 (SEP) の策定を導入すべきである。また、より有効な SEP の実施にあたっては、アクセスしやすい苦情処理メカニズムの構築の他、適切なデータベース/登録簿、1年に2回の報告システム等の構築が重要である。 |
| 8. 写真 | <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>Supplementary ESIA for STC Cement Plant & Associated Facilities in Myanmar</p> <p>Shwe Taung Cement Ltd Supplementary Environmental and Social Impact Assessment Report</p> <p>06 April 2017</p> <p>Environmental Resources Management 60/F, Bankers' House 28 Victoria Road, Quarry Bay, Hong Kong T +852 2771 9000 F +852 2721 9600 www.erm.com</p>  </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">出典：Supplementary ESIA for STC Cement Plant & Associated Facilities in Myanmar (2017年4月, ERM社)</p> |